

#### 4 報告第5号関係

おいらせ町工場誘致奨励条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧  
対照表（抜粋）

改正後	改正前
<p data-bbox="252 421 336 450">附 則</p> <p data-bbox="172 472 660 501">1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="172 524 783 822">2 この条例による改正後のおいらせ町工場誘致奨励条例の附則第3項は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条の規定により指定工場等の指定を受けたものについては、同日後においても、なおその効力を有する。</p>	<p data-bbox="895 421 979 450">附 則</p> <p data-bbox="817 472 1305 501">1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="817 524 1434 822">2 この条例による改正後のおいらせ町工場誘致奨励条例の附則第3項は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条の規定により指定工場等の指定を受けたものについては、同日後においても、なおその効力を有する。</p>